農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月28日

- 1 協議の場を設けた区域の範囲 足近町地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日 平成31年3月22日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況(法人・個人・集落営農(任意組織)ごとの数 足近町地区(個人4経営体・法人1経営体)
- 4 3の結果として、当該区域に担い手は十分いるかどうか 担い手はいるが十分ではない
- 5 農地中間管理機構の活用方針 農地中間管理機構による事業を活用し、担い手への農用地の集積を進める。
- 6 地域農業の将来のあり方 地域の中心となる経営体に農地集積をはかり、作業の効率化と規模拡大を めざす。

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月28日

- 1 協議の場を設けた区域の範囲 小熊町地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日 平成31年3月22日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況(法人・個人・集落営農(任意組織)ごとの数 小熊町地区(個人3経営体・法人1経営体)
- 4 3の結果として、当該区域に担い手は十分いるかどうか 担い手はいるが十分ではない
- 5 農地中間管理機構の活用方針 農地中間管理機構による事業を活用し、担い手への農用地の集積を進める。
- 6 地域農業の将来のあり方 地域の中心となる経営体に農地集積をはかり、作業の効率化と規模拡大を めざす。

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月28日

- 1 協議の場を設けた区域の範囲 正木町地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日 平成31年3月22日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況(法人・ 個人・集落営農(任意組織)ごとの数 正木町地区(個人3経営体・法人1経営体)
- 4 3の結果として、当該区域に担い手は十分いるかどうか 担い手はいるが十分ではない
- 5 農地中間管理機構の活用方針 農地中間管理機構による事業を活用し、担い手への農用地の集積を進める。
- 6 地域農業の将来のあり方 地域の中心となる経営体に農地集積をはかり、作業の効率化と規模拡大を めざす。

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月28日

- 1 協議の場を設けた区域の範囲 羽島東(竹鼻町・上中町)地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日 平成31年3月22日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況(法人・個人・集落営農(任意組織)ごとの数 羽島東(竹鼻町・上中町)地区(個人1経営体、法人2経営体)
- 4 3の結果として、当該区域に担い手は十分いるかどうか 担い手はいるが十分ではない
- 5 農地中間管理機構の活用方針 農地中間管理機構による事業を活用し、担い手への農用地の集積を進める。
- 6 地域農業の将来のあり方 地域の中心となる経営体に農地集積をはかり、作業の効率化と規模拡大を めざす。

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月28日

- 1 協議の場を設けた区域の範囲 中央(江吉良町・福寿町・堀津町)地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日 平成31年3月22日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況(法人・個人・集落営農(任意組織)ごとの数中央(江吉良町・福寿町・堀津町)地区(個人4経営体・法人1経営体)
- 4 3の結果として、当該区域に担い手は十分いるかどうか 担い手はいるが十分ではない
- 5 農地中間管理機構の活用方針 農地中間管理機構による事業を活用し、担い手への農用地の集積を進める。
- 6 地域農業の将来のあり方 地域の中心となる経営体に農地集積をはかり、作業の効率化と規模拡大を めざす。

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月28日

- 1 協議の場を設けた区域の範囲 下中町地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日 平成31年3月22日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況(法人・個人・集落営農(任意組織)ごとの数下中町地区(法人3経営体)
- 4 3の結果として、当該区域に担い手は十分いるかどうか 担い手はいるが十分ではない
- 5 農地中間管理機構の活用方針 農地中間管理機構による事業を活用し、担い手への農用地の集積を進める。
- 6 地域農業の将来のあり方 地域の中心となる経営体に農地集積をはかり、作業の効率化と規模拡大を めざす。

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月28日

- 1 協議の場を設けた区域の範囲 桑原町地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日 平成31年3月22日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況(法人・個人・集落営農(任意組織)ごとの数 桑原町地区(個人5経営体・法人3経営体・集落営農1経営体)
- 4 3の結果として、当該区域に担い手は十分いるかどうか 担い手はいるが十分ではない
- 5 農地中間管理機構の活用方針 農地中間管理機構による事業を活用し、担い手への農用地の集積を進める。
- 6 地域農業の将来のあり方 地域の中心となる経営体に農地集積をはかり、作業の効率化と規模拡大を めざす。